

本文中に記載がないものは、原則として、対象外となります。費用は無料、申込不要（定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ）。HPはホームページ、Eメールはアドレス、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、参りつつのみや表参道スウェーア、地域コミュニティセンター、市民活動センター、申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。



税・産業・雇用

## 産業

### 宇都宮アクセラレーター プログラム参加者募集

ページ番号  
1016511

ベンチャー企業や第二創業の事業を拡大させるため、10月〜平成31年2月の半年間、メンタリングなどの支援を集中的に行う「宇都宮アクセラレータープログラム」を実施します。

**1 募集説明会**  
▽日時 8月7日(火)午後6時〜8時  
▽会場 市民プラザ(馬場通り4丁目・図6階)  
▽定員 抽選30人  
**2 宇都宮アクセラレータープログラム**  
▽対象 次のいずれかに該当する中小企業、個人事業者。①市内に事業所を有し、おおむね創業後3年未満②市内で第二創業を予定して

いる。  
▽選考 第一次選考は書類審査。第二次選考は選抜コンテスト。  
**1 申込** 8月6日まで  
**2** 8月31日までに、宇都宮アクセラレーター2018HP <http://utsunomiya2018.01booster.com/>の募集要項を確認の上、各申し込みフォームに必要事項を入力。  
**■その他** 詳しくは、電話またはEメールで、産業政策課 ☎(632) 2443、☑ [u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp)。

**中小企業者の先端設備などの導入を後押しします**  
ページ番号  
1016389

中小企業者の労働生産性向上を促進するため、本市の「導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行います。認定した計画に基づき取得した、一定の要件を満たす設備は、3年間、償却資産の固定資産税の課税標準をゼロにし、税額が減額されます。

**1 先端設備等導入計画の申請**  
▽対象 市税を滞納してい

ない、市内で事業を営む中小企業者。  
▽対象設備 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、ソフトウェアなど。  
▽対象事業 労働生産性が年平均3%以上向上する事業。  
▽申込 市庁から取り出した申請書に関係書類を添えて、直接または郵送(切手を貼った返信用の角形2号封筒を同封)で、〒320-8540市役所商工振興課(市役所7階) ☎(632) 2434へ。

**2 固定資産税の特例申請**  
▽対象 資本金・出資金額が1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主などのうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者。ただし、大企業の子会社を除く。  
▽対象設備 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備。中古資産は対象外。  
▽その他 申請は償却資産の申告時に関係書類を添えて、直接または郵送で、〒320-8540市役所資産税課(市役所2階) ☎(632) 2259へ。

### 平成31年成人式有料広告を募集

ページ番号  
1014602

**1 案内状**  
▽掲載場所 11月中旬に新成人へ郵送するはがき中面(2ページ分)▽募集枠 2枠▽規格 縦130mm×横90mm、2色刷り▽配布部数 約5,300部▽最低入札価格(税抜) 1枠5万円。

ページ番号  
1014601

**2 プログラム**  
▽掲載場所 平成31年1月13日に開催予定の成人式で使用するプログラム中面(2ページ分)▽募集枠 8枠▽規格 縦90mm×横60mm、カラー刷り▽配布部数 約5,000部▽最低入札価格(税抜) 1枠2万円。  
**■申込** 生涯学習課(市役所13階)に置いてある申込書(市庁からも取り出し可)に必要事項を書き、見積書・広告原稿・会社概要(法人の場合)を添えて、8月31日(必着)までに、直接または郵送(簡易書留)で、〒320-8540市役所生涯学習課 ☎(632)2678へ。  
**■その他** 詳しくは、募集要項をご覧ください。

## 雇用

### 求職中の皆さんを 応援します

ページ番号  
1006857

**1 中高年齢者のための再就職支援セミナー**  
▽日時 8月21日(火)午前10時〜午後4時  
▽内容 職業経験の整理と生かし方、企業が求める人材像、応募書類の書き方、面接指導など。  
**2 求職者のための就職支援セミナー**  
ページ番号  
1015770

▽日時 8月28日(火)・29日(水)、午前10時〜午後4時  
▽内容 1日目 企業の求める人物像・応募書類の書き方、2日目 コミュニケーション・面接対策。  
**■会場** 中央(中央1丁目)。  
**■対象** 次のいずれかに該当する人。①市内に在住か通勤している②市内に就職を希望する。①はおおむね45歳以上の人。  
**■定員** 各先着10人。  
**■申込** 電話または送付。

◎探し物見つかっていますか 検索力スキルアップセミナー ▽日時 8月25日(土)午後4時〜5時20分▽会場 視聴覚ライブラリー(中今泉3丁目)▽内容 インターネット検索のこつを学び、ICTのビジネス利用の促進を支援▽対象 市内中小企業の経営者・従業員など▽定員 先着10人程度▽申込 8月3日から、電話またはファクス(右記の凡例にある☑・会社名・職名を明記)で、とちぎ産業創造プラザ県よろず支援拠点 ☎(670)2618、FAX(670)2611へ。☑商工振興課 ☎(632)2434

## 市職員(Ⅱ類・資格職・ 身体障がい者対象)を募集

ページ番号  
1015739

|     | 1 Ⅱ類・資格職  | 2 身体障がい者対象   |
|-----|---|--|
| 期 日 | ▽1次試験(教養試験・<br>集団面接)=9月23日<br>(日)▽2次試験(個人面<br>接・作文試験・適性検査<br>など)=10月中旬予定▽<br>3次試験(個人面接・集<br>団討論)=11月中旬予定  | ▽1次試験(教養<br>試験・作文試<br>験・個人面接な<br>ど)=10月14日<br>(日)▽2次試験<br>(個人面接など)=<br>11月中旬予定 |
| 対 象 | ▽Ⅱ類=平成9年4月2<br>日~平成13年4月1日に<br>生まれた人▽資格職=<br>職種により異なります   | ▽身体障がい者<br>手帳の交付を受<br>けていて、平成9<br>年4月2日~平成<br>13年4月1日に生<br>まれた人                |
| 申 込 | 8月9日から、人事課(市役所4階)、また<br>は、総合案内(市役所1階)、各区・田・運<br>などに置いてある試験案内の申し込み用紙<br>(市HPからも取り出し可)に必要事項を書<br>き、19月5日(消印有効)まで29月25日<br>(消印有効)までに、直接または郵送で、<br>〒320-8540市役所人事課へ |  |

▽その他 職種や受験資格、採用予定数などについて詳しくは、試験案内をご覧ください。

☎人事課 ☎(632)2090

## 市民税・県民税の 申告(追加受け付け)

ページ番号  
1010759

### ■市民税・県民税の申告

本市では、市民税・県民税の申告が必要な人で、昨年は申告したが今年はまだ申告をしていない人、所得状況が不明な人へ、7月下旬に申告書を追加で発送しました。申告書が届いた人は、

早めに市民税課に申告してください。  
**■申告が必要な人**  
 ▽平成30年1月1日現在、市内に居住し、平成29年中に営業・農業などの所得があった。  
 ▽給与収入があり、次のいずれかに該当する。①勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない②給与・退職以外の所得の合計額が20万円以下③所得税の納付はないが、市民税・県民税で医療費控除などの控除を追加する。  
 ▽収入が公的年金などのみ、

または公的年金などと年金以外の所得が20万円以下で、源泉徴収票に記載されている控除以外に、市民税・県民税で扶養控除や社会保険料控除などを追加する。  
**■所得がなかった人も、市民税・県民税の申告を**市民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎となっています。所得がない人でも、申告しないと、これらの負担割合の正しい算出ができません。また、所得証

## 税

明書などの各種税証明書も発行できませんので、ご注意ください。なお、申告してから証明書が発行できるようになるまでには、相当の時間が掛かりますので、必要な人は早めに申告してください。

**■その他** 申告書が届いていない場合でも、申告が必要な人は、市民税課(市役所2階)に置いてある申告書(市HPからも取り出し可)を入手して申告してください。なお、申告が必要なのに申告書が提出されていない人、所得状況が不明な人などには、後日、市から所得状況をお伺いする場合があります。

☎市民税課 ☎(632)2232

## 公共性のある私道の 固定資産税を免除します

ページ番号  
1003709

個人所有の道路(私道)は、公共用の道路に該当する場合を除き、原則、課税します。

ただし、公共用の道路に該当しない場合であっても所有者が制限を設けず、複数人が利用している道路

で、一定の条件を満たしている場合は、その公共性を考慮して、申請により固定資産税を免除します。詳しくは、資産税課 ☎(632)2248へ。

## 市税の納付は口座振替を ご利用ください

ページ番号  
1003683

口座振替は、納期限日に指定の預貯金口座から自動で振り替えるため、納め忘れる心配がなく、大変便利です。納め忘れると延滞金が発生する他、滞納処分の対象となる場合があります。

▽申込 通帳・通帳印・納税通知書をお持ちの上、本市に本・支店がある金融機関の窓口、または納税課(市役所2階)・各区・田に置いてある口座振替依頼書に記入してください。

また、納税課・保険年金課(市役所1階)の窓口では、足利銀行他6金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」を行っています。詳しくは、納税課 ☎(632)2189、保険年金課 ☎(632)2313へ。

☎ICT導入経費を一部補助します ▽内容 ICT(ソフトウェア、サービスなど)導入に要する経費の一部補助(補助率3分の1、限度額30万円)▽対象 市税を滞納していない市内の卸売・小売・サービス業の小規模事業者▽申込 市HPから取り出した申請書に必要事項を書き、契約・導入前に必要書類を持って、直接、商工振興課(市役所7階) ☎(632)2434へ▽その他 補助金の申請には、宇都宮商工会議所または市商工会の支援を受けて、経営計画などを立てる必要があります。

ページ番号  
1015751